

仕 様 書

1. 事業名

「未来を創る！ユース・リーダーズ・ラボ」空間デザイン整備業務委託

2. 業務委託期間

契約締結の日から令和8年11月30日まで

3. 業務の目的

本業務は、北九州市立子ども図書館が実施する「未来を創る！ユース・リーダーズ・ラボ」(以下「ラボ」という。)において、参加者である中学生及び高校生が検討・提案した「自分たちが過ごしたい図書館の居場所」のアイデアをもとに、子ども図書館の一部空間をリニューアルするものである。

ラボ参加者の意見や発想を最大限に活かしながら、対象スペースの空間デザイン、什器等の選定・調達、設置及びレイアウト変更等を一体的に行うことで、中高生が安心して過ごすことのできる新たな居場所を創出し、子どもたちにとって図書館をより身近な場所とすることを目的とする。

4. 実施場所

北九州市立子ども図書館 1階 世界の絵本と地図のコーナー
(北九州市小倉北区城内4番1号)

5. 実施内容

受託者は、発注者と十分に協議のうえ、次の業務を行うこと。

(1) 現地調査及び現状把握

ア 対象スペースの寸法、既存設備、什器、照明、電源、動線等について必要な現地調査を行うこと。

イ 現在の施設利用状況及び周辺スペースとの関係を把握し、図書館運営に支障のない空間計画とすること。

(2) ラボ参加者のアイデアの整理及び具体化

ア 発注者が提供するラボ参加者からの提案、意見、資料等を十分に確認すること。

イ 各アイデアについて、その趣旨を踏まえ、空間デザイン、什器、レイアウト等への具体的な反映方法を検討すること。

ウ 安全性、構造上の制約、予算その他の理由により、そのまま実現することが困難なアイデアについては、その趣旨をできる限り活かした代替案を提案すること。

(3) 空間デザイン及びレイアウト計画

ア ラボ参加者のアイデアを踏まえ、対象スペース全体の空間デザイン及びレイアウトを作成すること。

イ 企画提案時の内容を基本としつつ、契約後、発注者との協議を踏まえて最終的なデザインを決定すること。

ウ 必要に応じて、平面図、レイアウト図、イメージパースその他完成後のイメージを確認できる資料を作成すること。

エ 既存の施設や什器等について、活用できるものは可能な限り活用すること。

(4) 什器、備品等の選定及び調達

ア 空間デザインに必要となる家具、什器、備品、カーペットその他物品の選定及び調達を行うこと。

イ 選定にあたっては、デザイン性だけでなく、安全性、耐久性、清掃及びメンテナンスのしやすさを考慮すること。

ウ 日常的に中高生をはじめとする利用者が使用することを踏まえ、公共施設での利用に適した製品を選定すること。

(5) 搬入、設置及びレイアウト変更

ア 調達した什器、備品等の搬入及び設置を行うこと。

イ 必要に応じて、既存什器等の移動及び再配置を行うこと。

ウ 搬入及び設置作業については、図書館利用者の安全及び図書館運営への影響に十分配慮し、作業日時等について事前に発注者と協議すること。

エ 施設、設備、備品等を損傷しないよう十分注意し、万一損傷した場合は速やかに発注者に報告するとともに、受託者の責任において必要な対応を行うこと。

(6) 安全性等への配慮

ア 利用者の転倒、転落、什器の転倒その他事故の防止に十分配慮すること。

イ 避難経路、通行スペース等を確保し、施設の安全な利用を妨げないこと。

ウ 什器等の配置にあたっては、利用者及び職員の動線並びに視認性に配慮すること。

エ 関係法令、条例その他施設管理上必要な基準を遵守すること。

(7) 完成確認及び調整

ア 設置完了後、発注者立会いのもと、配置、仕上がり、安全性等について確認を行うこと。

イ 確認の結果、修正又は調整が必要と認められる場合は、発注者と協議のうえ必要な対応を行うこと。

6. 提案書に記載すべき事項

受託を希望する事業者は、本仕様書に基づき、以下の内容を盛り込んだ提案書を提出すること。

(1) 具体的な実施計画

(2) 調達予定物品一覧

(3) 実施体制(プロジェクトマネージャーおよび主要スタッフの専門性、配置計画)

7. 成果物

受託者は、本業務の完了までに、次の成果物を発注者へ提出すること。

- (1)最終空間デザイン図
- (2)最終レイアウト図
- (3)調達物品一覧(品名、仕様、数量等)
- (4)完成後の写真
- (5)業務完了報告書
- (6)その他、発注者が必要と認める資料

成果物の提出方法、形式及び提出期限については、発注者と受託者が協議のうえ決定する。

8. 請求及び支払方法

受託者は、履行期間終了後、速やかに業務完了報告書等必要な書類を提出すること。発注者は、請求書を受領した日から30日以内に受託者の指定する口座へ委託料を支払うこととする。

9. その他

- (1)本業務は発注者との緊密な連携のもとで実施されるため、定期的な打ち合わせや報告義務を果たすこと。
- (2)本プロジェクトで制作された参加者の作品および関連する広報物等の著作権は、原則として北九州市立子ども図書館および北九州市に帰属する。
- (3)発注者の事前の承諾なく、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
- (4)契約期間中に、発注者の都合により業務内容の一部を変更する場合には、受託事業者と協議の上、別途契約を締結することがある。
- (5)業務遂行において本仕様書の各項目について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、発注者と受託事業者の協議により決定する。